

広島大学高等教育研究開発センター第49回研究員集会

「私の主張：高等教育のあるべき姿」

横山岳紀（名古屋大学大学院・院生）

tyokoyama10310@gmail.com

## 「学問の自由」と国立大学財政

### 1. はじめに

日本国憲法第23条においては、「学問の自由」の保障が掲げられ、それを保障する枠組みとして大学の自治が維持されてきたが、日本における大学、とりわけ国立大学は財政的な自治権を全く有していない<sup>1</sup>。財政的な自治権を持たないということは、大学は財政的に金銭の支給者である政府に従属することを意味する。政府が大学の研究・教育にかかる予算や配分額の決定権を持つことは、政府が不要と判断した学問領域や大学に予算を与えないこともできるし、反対に国家にとって有益であると判断した学問領域や大学に予算を傾斜配分することもできる。こうした金銭を用いた学術研究の政策誘導は、研究者の主體的で自由な発想に基づく研究を捨象し、国家戦略に見合った研究のみが重用され、学問の自由が存在する余地を収用してしまうのである。

### 2. 財政自治の視点から見た高等教育の展望

中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」は、学問の自由と大学の自治の重要性を認めた上で、「教育研究の自由が保障されていることが、新しい『知』を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えている<sup>2</sup>」としている。一方、政府の財政事情を踏まえ、企業や個人からの寄付を含めた高等教育機関の財源の多様化が主張されており、先に述べた政府による政策誘導だけでなく、企業や個人等の外的なアクターの意思による市場誘導が一層強化されることが懸念される。そもそも、給与受給者としての研究者は、研究の手段としての資金を持たないため、どのような時代であっても資金を提供されなければ研究を行うことができない。しかし、その資金に資金提供者の意思が介在した時点で、学問の自由の存在は許されなくなる。

本来、学問の自由理念は、天皇機関説事件や滝川事件等への反省を下に、学術研究をあらゆる制約から解放することで、知識の創造とその教授、そして社会の発展を目指すものではなかっただろうか。金銭を用いた学術研究の政策・市場誘導は、それらの理念を反故にしてしまう。このように、国立大学が資金提供者に従属せざるを得ない制度の中で、金銭を用いた学術研究の政策・市場誘導が強くと推進されれば、国立大学における教育・研究は多様性を失うばかりか、知の創造により国力の源泉となる根幹を支えることは無くなるであろう。したがって、これからの高等教育の発展を切望するならば、国立大学が金銭を用いた学術研究の政策・市場誘導に左右されることのない、財政自治権を担保した制度を構想していくことが必要不可欠である。

### 3. おわりに

国立大学が金銭を用いた学術研究の政策・市場誘導に左右されることのない、財政自治権を担保した制度と一口に言っても難しい。これまでの議論では、政府と大学の間で資金の配分を担っていたイギリスの大学補助金委員会（UGC）が範とされるという指摘がなされてきた<sup>3</sup>。しかし、複数回の改組で政府の政策誘導を補完する位置付けが強まり<sup>4</sup>、高等教育財政審議会（HEFC）を最後に2018年に廃止された。このような財政自治の議論に関する史的展開も踏まえつつ、諸外国の制度を参考にしながら、あるべき国立大学の財政自治を確立した制度を検討していくことは喫緊の課題である。

<sup>1</sup> 高柳信一（1983）『学問の自由』岩波書店、108頁

<sup>2</sup> 中央教育審議会（2018）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」、11頁

<sup>3</sup> 山崎不二夫・岩尾裕純・水田洋（1971）『大学問題について』東京大学出版会、91-92頁など

<sup>4</sup> 秦由美子（2009）「イギリス高等教育機関の財政的基盤」『大学論集』第41集、広島大学高等教育研究開発センター、129-148（142）頁